慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	加藤順一君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2001
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.74, No.4 (2001. 4) ,p.121- 129
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20010428-0121

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

特別記事

加藤順一君学位請求論文審査報告

加藤順一君より提出された博士学位請求論文「日本古代国家の対外交渉における官人に関する研究」は、律令制国家の性格を有する日本古代国家の渉外担当者たちのあり方を律令官僚制の運用および対外関係の性質と関連づけながら把達しようとする論考である。

同君は日本古代国家を東アジア世界の政治変動とのかかわりにおいて捉え、唐、新羅、渤海を対象とする外交関係は単なる善隣友好の次元にはとどまらない高度の政治性を有するものであったとの認識を示している。すなわち、そうした外交関係は律令制国家の内外にわたる政治秩序の維持、強化と密接に関連しており、その形成、発展期における渉外担当者は文化交流史的視点にのみとどまるものではなく、政治的視点からも捉え直す必要性を強調している。そして、渉外担当者に対するかかる視点からの研究は律令官僚制の運用を実態的に検証する上でも大きな意義を有していると指摘する。

これまで律令官僚制の運用に関する研究においては、律令官人の人事システムの多角的検討から、官人の任用や昇進などをめぐり氏族制的原理や身分制的原理の存在が析出されてきた。もちろんそれは律令の母法たる古代中国の官僚制に認められるのみならず、わが国古代国家の支配構造を「畿内政権」と捉える視点との関連においても、「国内社会の身分秩序の維持という観点から一定の合理性を認める」視点が提起されてきた。

同君の研究はこうした人事システムが渉外担当者の人事や処遇においても機能する性質のものなのかどうかを確認しようとするものである。その際、古代の渉外担当者が近代国家の職業外交官とは異なり、専門的に養成、任用された者ではなく、必要に応じて律令官人集団の中から選抜された者たちである点に注意が払われている。そこでこうした古代律令官僚制の特質に鑑み、渉外担当者の人選における基準を明らかにするとともに、その背景に存在する論理を考察の対象としている。

加藤君は、以上のような問題意識のもとに、まず唐に派遣された官人らに対する処遇と帰国後の経歴とを分析して「遣唐使の官僚制的意義づけ」を行い、さらに新羅、渤海

に派遣された官人についても同様の手法で分析を進めている。また、そこでは官人の出自と前歴とが分析の項目に追加されている。これに加え、同君は渉外担当者の有力な選抜基準の一つとされた「優れた容貌と堂々たる風采」がもつ政治的・外交的性格および機能について言及するとともに、外国使節の接遇活動と九世紀後半の官人社会を特徴づける官僚閥との関係について論を進めている。本論文の構成は以下の通りである。

序言
第一章　唐に派遣された官人とその処遇
第二章　新羅に派遣された官人とその処遇
第三章　渤海に派遣された官人とその処遇
第四章　渉外担当者の容貌－その政治的性格
第五章　遣唐使の容貌を伝える一史料―『朝野僉載』にみえる「日本国使人」
第六章　借位考
第七章　元慶七年における菅原道真の渤海使接待
第八章　菅原道真「鴻臚贈答詩序」にみえる「江郎中」について

第一章では、使命を終えて帰国した遣唐使人たちのその後の動静を追跡することによって、律令官人社会における遣唐使（事業）のもつ意味が探究されている。大宝から承和に至る九回にわたる遣唐使の中より帰国後の官位の状態が明らかな使人六十六名を抽出し、遣唐使補任から帰国後の恩賞叙位（特授）までの「位階の変動状況」が分析されている。

検討対象となった六十六名について、『続日本紀』、『公卿補任』、『懐風藻』、『大日本古文書』などをもとにその姓名、遣唐使補任時の位階、帰国当時の位階、帰国後最初の叙位、極位、帰国後の略歴が詳細に分析されている。その上で、遣唐使補任直後の叙位についてその加階が検討され、叙位内容における傾向が探究されている。その結果、加階数二階以下の者は五位の線をこえており、副使以上の上級幹部であること、加階三階以上では判官以下の中・下級幹部及び留学生が大半を占め、六位以下の者が大多数を数えることが明らかにされている。

かかる分析は極めて精緻であり、地道な成果として高く評価されるべきであろう。しかし、いわゆる「赴任賞」と呼ぶべき補任直後の叙位については、幹部に対するものと下級職員に対するものとでは明らかにその意味合いを異に

していることが指摘されているが、その差異についてもさらに説明が加えられるべきであろう。

帰国後の特授については、全体のうち四分の三が加階数二階以下の昇叙者によって占められており、加階数一階の中に多く判官、録事が含まれ、その大半が正六位上から従五位下あるいは外従五位下へと進んだことが明らかにされ、通貴として貴族官人の末席に叙せられることが本人の官途において重要な意味を持つことが指摘されている。一方、大使以上については三位以上に進む場合に必ず貴として上級貴族官人の末席に叙されるという「官人体制におけるルールが貫かれている」ことが確認されている。さらに副使についても分析が加えられた後、分析結果が総括され、ついで帰国後の活動等に論を進めている。

帰国後の経歴としては、文化・対外関係に関する職歴を有する者が散見し、帰国後も遣唐使としての経験が生かされていることが指摘されるなど丹念な分析が進められている。また、地方官、宮中関係、弁官局・外記庁および式部省、民部省などいずれも重要な官職を歴任している者の存在が指摘され、実に興味深いが、そうした要職をつとめるに至った要因については「相応の資質」が指摘されるにとどまっている。この点については今後さらに詳細な説明が加えられることが期待される。

しかし、本章において注目されるのは、以下に分析が加えられた遣唐使と官人の栄達との連関性の分析である。ここで加藤君は出身氏族の門地、家柄を明らかにし、ついで極位到達以前にみえる同族を検出しつつ、数量的分析を試みている。その結果、遣唐使人の多くが最終的にその出身氏族各員が官人社会において達する地位からみて、より高い位階に到達していることを実に明確に指摘している。

以上を総括して、同君は中小官人層にとって遣唐使のもつ意味は官人的地歩を飛躍的に上昇せしめる途を開く契機として期待しうるのに対し、すでにその出自から高い地位が約束されている者にとっては遣唐に大きな期待を抱くことは困難であったことが指摘されている。すなわち、遣唐使は律令官僚制の運用面において能力本位の人材補充機能を果たしていたとの評価が加えられている。

第二章では、新羅に派遣された官人とその処遇をめぐって考察が加えられている。周知の通り、律令時代の日本は唐のみならず新羅、渤海とも国交を締結しており、外交使節の往来は実に頻繁であった。しかるに日本は両国に対しては華夷思想に立脚してこれを属国視する態度をとり、交渉にあたっても両国に臣下としての礼を求めていた。その

ため、国力の充実する新羅との間には外交上いくたの摩擦を生じた。こうした多難な問題を抱懐する両国関係の調整にあたったのが遣新羅使である。本章では、かかる遣新羅使人の特質とその処遇が第一章とほぼ同様の分析手法により検討されている。

但し本章においては、七世紀末の天智朝から九世紀初頭の仁明朝に至る都合二十八回の遣使を検討の対象とするにあたり、天智七年から文武四年まで日唐関係が断絶していたためにその存在意義が高まったことなどから明確な時期区分が行われている。それは、第一期が天智七年から文武四年であり、第二期が大宝年間より天平勝宝年間、第三期が宝亀十年から承和三年までである。分析の方法はすでに第一章でその有効性が確認された手法であるため、ここではその詳細にまで言及することは避けたい。

加藤君は遣新羅使人の出自、前歴、補任時の位階、帰国後の経歴等を丹念に検討した上で、第一期ではわが国律令国家を形成するために新羅との密接な関係が重要な意味をもったことを明瞭に指摘する。そして冠位の低い使人の昇進に遣使の労が有利に作用したことを的確に分析している。しかし、第二期以降は日唐関係が修復したことでその政治的重要性は低下し、有力氏族からの補任が減少したことや四位以上に昇進する者がいなくなったことが明らかにされている。そして第三期に至って遣使の政治的意義は失われ、事務連絡的使命が専ら重視されたことが指摘されている。

こうした見解は従来から部分的には指摘されてきたものではあるが、同君のように使人らの精緻な分析を踏まえて論じられたことはなく、その意味で同君の研究は地味ながらこの分野の発展に大きく寄与するものと評価できる。

つづく第三章では渤海に派遣された官人とその処遇が取り上げられている。神亀四年の渤海使来日を機に開始された日渤交渉は十世紀初頭まで継続し、この間日本から十三回、渤海から三十四回の使節の往来が知られている。古代日本の支配者層はこれを「中華」に対する「諸蕃」と認識し、そこに君臣的関係を想定した。唐の冊封を受ける渤海は八世紀における唐、新羅との政治的関係、九世紀以降の経済的関係を考慮して、かかる日本側の交渉態度に異議申し立てを行うことはなかった。日本にとって渤海との交渉は海外情報の摂取や唐への交通路としての意義を有していた。そして来日渤海使と日本の接待者との間における漢詩文の贈答唱和は両国の文化水準を競う場であり、加藤君がいみじくも指摘するように、それは「作詩という文学的実践が政治的にも重要な意義が認められる文章経国思想を立

脚基盤とする九世紀以降の文人官僚にとっては己の専門能力に与えられる国家的位置づけを確認する主要な舞台の一つでもあった」。

本章では、こうした日渤関係を踏まえて、遣渤海使人をやはり出自、官位、経歴の三点から実に緻密に分析し、その特質と実態との把握がめざされている。その結果、遣渤海使には渡来系など従来より海外と密接な関係を持つ氏族が多く任用されていることが明らかとされている。対新羅関係が緊張した時期には唐、新羅の事情に通じた者が多数起用されるなど、外交的手腕が重要な人選の基準となっていた。また、同君の分析からは、遣渤海使人の位階の高さはそのときどきの遣使の性格により首席使人を五位と六位に分ける慣例が成立していることが指摘されている点は大変興味深い。さらに遣唐使などと同様に、低い位階にある者の方が高い加階が期待され、実務能力のある官人が昇進する上で遣使が大きな意味をもっていたことが指摘されている。

第四章では、渉外担当者の容貌がもつ政治的性格が考察されている。この時代、諸外国との外交交渉に携わった官人の中に優れた容貌をもち、詩文の才に秀でた者が多かったことはよく知られている。だが、それでは何故そうした要素が渉外担当者に求められたかについてはこれまで十分な説明が行われてこなかった。そこで、加藤君はこの問題を東アジアの国際関係や日本の対外意識との関連において明らかにしようと試みている。

『続日本紀』慶雲元年七月甲申条における粟田真人の帰朝報告には彼ら一行が中国側から「儀容大浄」と評され、中国側の史書においても「容止温雅」などとされていることがわかる。これらは動作の優美さや礼にかなった振る舞いに対する評価であり、多くの史料においてかかる評価が散見される。同君は以下、『東大寺要録』巻一所引『延暦僧録』逸文をはじめ、これに関連する記事を実に詳細に検討している。そして、「遣唐使に対する評価がその主君（日本国王）や母国（日本）に対する評価に直結している」点に着眼しつつ論を進めている。『懐風藻』や『日本文徳天皇実録』、『文華秀麗集』など様々な史料に丹念にあたり、この時代外交上如何に外貌が重視されていたかが詳細に検討され、適切な整理が行われている。一方、蕃客接遇においてもかかる点がとりわけ考慮されていたことが諸種の史料より明らかにされている。

もちろんこうした実証性の高い指摘は同分野の今後の発展にとって有益であるが、同君の研究が優れているのは中

国側においても請蕃との交渉の際に官人の外貌がもつ重要性を中国側史料によって綿密に明らかにしている点である。また、これと関連して中国側の史的研究から「優れた外貌は士庶の別を明らかにする貴族性の指標になった」ことを明瞭に指摘した点も注目される。

同君は以上の分析を通じて、外貌の優れた官人に期待される役割として、天子の権威を背に負いつつ中国文化の根幹をなす「礼」のあり方を身を以て誇示することによって諸蕃に華夷の格差を自覚せしめた、という明確な説明を加えている。実に丹念な史料批判の上に導き出された結論であるだけに十分な説得力をもつものと評価できる。さらにつづく「東夷の小帝国」たる日本についての指摘も適切である。

第五章は、これまでの章において加藤君が展開してきた議論をさらに史料的に補完しようとするものである。『朝野僉載』巻四の記すところから、同君は「日本国使人」と称された呂延嗣の「長大少髪」がそのままわが遣唐使に対する唐代中国人に共通するイメージである点に着眼し、このイメージが成立、定着した時代を探究して、同史料のもつ意義を明らかにしようとする。この章においても、加藤君は日中両国の史料を駆使して実に丁寧な考証を重ね、無理のない結論を導き出している。ここでの検討対象が唐開元年間の事例であることを考えると、則天武后の長安二年に入唐した「日本国使人」の大使が十年以上にわたり当地に在留していたこととの関連が想起され、「長大少髪」が大使、坂合部大分のことである可能性は高いものと考えられる。いずれにせよ、『朝野僉載』の当該記事が遣唐使の選任基準を窺い知る史料として新たに加えられたことの意義は大きい。

第六章は、遣使に対する借位制に関する論考である。外交使節が「位を借りる」行為、すなわち朝廷が使人に位を貸与する事例はけっして珍しい事柄ではない。借位についてはこのほか、国司の推挙した善政ある郡司、あるいは神社に対するものなどが知られ、借位を扱った研究も少なくないが、その起源については依然十分な解明がなされていないのが現状である。加藤君はこうした先行研究を踏まえ、外交使節に対する借位制の起源およびその創始の事情を考察し、併せて借位が外交上果たした機能について究明しようとする。

そこで、これまでに紹介されてきた『続日本紀』、『旧唐書』などに加え、新たに『元和姓纂』や『東大寺要録』にみえる史料を分析の対象とすることによって、遣唐使借位

の大宝度開始や藤原清河ら天平勝宝四年入唐使節への借授の実態が明らかにされている。そして、以上の史料を総合的に検討した結果、借授された位階は国内的には意味をもたず、官位昇進とは無関係であること、位記を伴わないこと、借授される位は本位に比べ原則として一等上級の服色となることなどが指摘されている。そして、遣唐使借位が帰国後特進せしめられる位を予め在唐中に用いたとする従来の解釈を退けている。

さらに『唐会要』や『通典』など多くの史料を駆使して同制度の唐におけるあり方、運用が検討され、貸与期間の暫定性などが指摘されている。ここで興味深いのは、日本において同制度が大宝度に開始され、唐におけるそれがこれに先立つこと十一年、武后天授二年とすると、この間遣唐使の往来がないことから直ちに唐からの継受を想定することができないが、それを唐の入蕃使に着目して議論を進展させていることである。そこで、同君はさらに中国南北朝における仮官と仮号にまで遡って検討を進め、『魏書』、『宋書』が綿密に検討されている。その結果、外交の任に就かんとする官人に対して官号が授けられる場合についてみると、仮授により身分的粉飾というべき官人の威儀に関する効果がもたらされたことや、その暫定性が改めて確認されている。もっとも、これが直ちに日本への導入に結びつくかどうかについて必ずしも議論が詰めきれているわけではないが、その蓋然性の高さを推定することに大きな無理はないものと考えられる。

また、本章の結論部分において唐の蕃望制とのかかわりを視野に入れ、しかも「自尊意識を守るために自尊意識が傷つけられかねないジレンマ」を指摘した上で、「日本の自尊的対外意識をなるべく損わぬような形で、唐を中心とした国際関係の現実との間に図られた妥協策が遣唐使借位となって表われた」との見解は十分な説得力を有していよう。

第七章は、元慶六年に来日した渤海使の接遇にあたった菅原道真が鴻臚館での詩宴において日渤両国の官人により贈答された作品を集めた『鴻臚贈答詩』の序文の背景と意義とを考察しながら、外交接待の任にあたった道真の立場を明らかにし、同遣使接待の事情を検討したものである。

同君はまずこの序文に対して、「日渤両国の官人が鴻臚館でくり広げた詩宴の中で生まれた作品群を一編に纏め残そうとした趣旨と作品の成立事情、編者道真が外交接待官として詩宴に臨んだ姿勢などを簡潔かつ含蓄ある表現で記述しているところに」その意義を見い出している。そして

渤海使と日本側接遇者との間で頻りに交わされた詩文の贈答は外交交渉上重要な意味をもち、日本古代国家の国際的位置づけや東アジア諸国間の外交交渉の態様を理解する上で看過しえない価値を含んでいると評価する。これと同時に、同君は接遇行為にかかわった官人の意識、官人間の相互関係や外交接遇官の職を務めることの官人社会における意義などを視野に入れている。

『三代実録』その他様々な史料が縦横に駆使され、渤海国を代表する文人官僚にひけをとらぬ人材が日本側でも起用された背景が実に詳細に検討されている。この史料についてはすでにこれまでいくつかの優れた先行研究がみられるものの、同君ほど包括的かつ緻密に分析を加え、詩文贈答が王朝間外交上、準公式的行事となっていることを明解に指摘した論考はなかったものと考えられる。とりわけ治部大輔と玄蕃頭として渤海使の接遇にあたった道真と嶋田忠臣の関与に関する考究はまさに精緻をきわめている。また、この接遇の事情を分析することにより道真の党派的紐帯意識が指摘される点は大いに注目される。

本章における分析を通じて、同君は元慶年間以来学儒の栄達を重ねながら多く批判にさらされ自らの地位に不安を覚えていた道真にとって渤海使待遇がもった意義、さらには道真の周辺にあって接遇にかかわった官人達の党派性がもつ意義を明らかにしている。もちろん文人官僚の渉外活動に関する研究についてはさらに論究すべき余地が残されているとはいえ、かかる結論が高い実証性の上に導き出されたものであり、説得力に富んでいることはまちがいない。

つづく第八章では、前章で取り上げられた「鴻臚贈答詩序」を再度取り上げ、主として「江郎中」の特定を中心として、道真とともに渤海使と詩文贈答の機会を得た官人を当時の学閥紛争や道真の立場との関連において検討の対象としている。道真とその際、いわば連帯意識を形成した「二大夫」、「両典客」とともに『鴻臚贈答詩』に作品を残す「江郎中」について『三代実録』その他多くの史料より考証を重ね、その特定を試みている。

「江郎中」については、唐名で「郎中」と表記される官職に在任する「大江某」なる者が知られるのみであり、具体的人物の特定はこれまで十分に行われることがなかった。加藤君は、『三代実録』を出発点として貞観八年の改姓以降十世紀初頭に至る大江氏出身官人を対象として絞り込みの作業を進めている。そこでは大江音人以下九名が対象とされ、最終的には四名の「江郎中」比定候補者についてその履歴が丹念に検討されている。

さらにその一方で唐名の中に「郎中」の語を含む官職を『二中歴』などから整理した上で「鴻臚贈答詩序」との照合から治部丞（礼部郎中）を意味するとの結論を提出し、その史料的裏付けを綿密に進めている。もちろん『三代実録』中から治部丞在職者が析出されれば好都合ではあるが、残念ながら元慶年間に該当例を見出すことはできなかった。そこで先の「江郎中」比定候補者の再検討を行い、大江玉淵をもって最有力人物とする結論を導き出している。

同君はさらにこうした検討を踏まえ、大江氏第二世代が家運をつなぐ架橋的存在であったことを指摘するとともに、道真が大江氏を一族同然とみなし、同門とする認識をもっていたことを付言している。以上の分析から、道真が抱いた学閥意識の一端が明らかとなるとともに、九世紀末における菅原、大江両家の親密さが指摘されている。かかる見解はもちろん一定の推論の上に導き出されたものではあるが、実に多くの史料により裏付けられており説得力に富んでいる。

以上、論文の構成に従いつつ内容を紹介し、敵宜論評を加えてきた。なお、各章の論考はすでに『法学研究』その他の学術誌に掲載され、学界において高い評価を受けている。

加藤君の論文は以上に述べたようにいくつかの課題を残しつつも、全体を通じて明確な問題意識に基づき、その見解は実に多数の史料により丹念に実証されている。絶えず古代東アジアの国際関係を念頭に置きながら、外交使節をめぐる多くの問題点を古代日本の官人社会の特質との関連において分析した本論文の視点は明瞭かつ斬新であり、同分野の発展に多大の寄与をなすものと評価される。

よって、審査員一同は一致して、加藤順一君に対し、博士（法学）（慶應義塾大学）の学位を授与することを適当と考え、ここに報告するしだいである。

平成一二年六月一日

主査　慶應義塾大学法学部教授　法学研究科委員法学博士　笠原　英彦

副査　慶應義塾大学法学部教授　法学研究科委員法学博士　寺崎　修

副査　慶應義塾大学名誉教授　清和大学学長法学博士　利光三津夫